

令和6年 第4回
士幌町議会定例会

説 明 資 料

令和6年12月6日

主 要 行 事 経 過 概 要

(令和6年9月6日～令和6年12月5日)

課	年 月 日	行 事 名	附 記
総務課	6. 10. 3	建設工事入札	
	7	防災訓練(～8日)	
	27	第50回衆議院議員総選挙・第26回最高裁判所裁判官国民審査	
	11. 5	指名委員会	
	15	公共料金等審議会	
	19	指定管理者選定委員会	
	25	建設工事入札	
	12. 4	男女共同参画審議会	
地域戦略課	6. 9. 21	第20回ふるさと回帰フェア(～22日)	東京都
	27	北海道移住交流フェア(～28日)	大阪府
	10. 8	ゼロカーボン・かみしほろサミット2024(～9日)	上士幌町
	10	第2回都市交流推進委員会(書面)	
	11	第2回ゼロカーボンシティ推進協議会	
	18	美濃市市制70周年記念式典(～20日)	美濃市
	18	北海道移住交流フェア(～20日)	東京都
	28	北海道町村会政策懇談会	札幌市
	29	行政改革推進委員会	
	30	道内先進地視察(～11月1日)	苫小牧市・南幌町・当別町・東神楽町
	11. 7	しほろみらいトーク(士幌高校)	
	7	町づくり懇談会(～28日)	
	8	美濃市総合フェア(～11日)	美濃市
	12	地方創生推進会議	
	15	北十勝4町国道整備促進期成会要望	帯広市
	15	北十勝4町(町長・議長)意見交換会	音更町
	18	過疎法適用外小規模町村連絡会議	東京都
	21	ふるさと納税返礼品PR in 丸の内トラストシティ(～22日)	東京都
	27	しほろみらいトーク(障がい者支援の会)	
	27	北海道応援大使プロジェクト選手交流会2024トークショーinしほろ	
	28	町民会議	
町民課	6. 9. 26	秋の交通安全運動・交通安全事故死ストップ100日作戦(パトライト啓発)	
	10. 10	運転免許証自主返納臨時窓口開設	
	22	道東一斉すずらん無料法律相談	
	11. 20	冬の交通安全運動(パトライト啓発)	
	26	交通安全街頭啓発	

課	年 月 日	行 事 名	附 記
保 健 福 祉 課	6. 9. 18 28 10. 17 11. 20 26 29	敬老会 RUN伴 高齢者・障がい者合同大運動会 地域密着型サービス事業者実地指導 市町村長・社会福祉協議会会長地域福祉懇談会 民生児童委員協議会定例会	十 勝 川 温 泉
産 業 振 興 課	6. 9. 6 7 15 28 10. 9 20 11. 3 8	2024さっぽろオータムフェスト出店(5日間) じゃがいも収穫体験 第6回しほろじゃがいもまつり 北海道ホルスタインナショナルショウ 道の駅ピア21しほろ 帯広開発建設部合同防災訓練 第22回しほろ収穫祭 しほろ高原ミニ星空まつり 士幌町酪農振興協議会家族懇談会	札 幌 市 安 平 町
建 設 課	6. 10. 11 12. 3	マイホーム建設支援事業補助金交付 マイホーム建設支援事業補助金交付	1件 1件
幼 児 教 育 課	6. 10. 25 11. 15 30	第2回子ども・子育て会議 川西へき地保育所発表会 認定こども園発表会	
病 院	6. 10. 1 7 12 18 26	新型コロナ予防接種予約受付開始 インフルエンザ予防接種予約受付開始 新型コロナ休日予防接種(ほか11月9日実施) インフルエンザ夜間予防接種(ほか11月15日・29日実施) インフルエンザ休日予防接種(ほか11月23日実施)	
特 養	6. 9. 30 10. 28	第5回入退所検討委員会 第6回入退所検討委員会	
監 査 事 務 局	6. 9. 20 10. 22 24 11. 7 8 21 25	例月出納検査 令和6年度町村監査功労者表彰式・町村監査委員全国研修会(～23日) 例月出納検査 監査委員・補助職員研修会 監査補助職員研修会 十勝町村等監査委員協議会第2回役員会 例月出納検査	東 京 都 札 幌 市 札 幌 市 音 更 町

議案第 3 号 説明資料

1	物 品 名	町内小・中学校 I C T 端末
2	メーカ ー 名	A p p l e
3	製 品 名	10.2 インチ iPad Wi-Fi 64GB (第 9 世代) ○付属品 ロジクールRUGGED COMB03 for iPad キーボード一体型 ケース ロジクールCrayon MDM JamfPro 画面保護フィルム
4	数 量	4 7 2 台
5	納 入 場 所	士幌町教育委員会
6	見積合わせ日時	令和 6 年 1 0 月 1 0 日
7	見積合わせ業者	大丸株式会社
8	見積合わせ経過	第 1 回決定
9	予 定 価 格	3 2 , 9 6 9 , 2 0 0 円 (税込)
10	決 定 率	1 0 0 . 0 0 %

士幌町犯罪被害者等支援条例の要旨	
目 的	「犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）」第 5 条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されている。 町民誰もが犯罪被害者になる可能性がある中、見舞金制度の創設を含めより支援策を明確化することにより、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、犯罪被害者等支援に特化した条例を制定するものである。
概 要	1 主な制定内容 本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めるもの。 特に、第 8 条の見舞金の支給については、国の事業である犯罪被害給付制度による給付金支給はあるが、事件によっては 1 年近く時間を要することもあるため、町が見舞金として一時金を支給することにより迅速な手続きで被害者の困窮に対応しようとするものになっている。 なお、手続き等については、別に規則で定める。 2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日から施行し、第 8 条の見舞金支給に関する規定は、この条例の施行の日の以後において行われた犯罪行為による死亡又は傷病について適用するものとする。

下居辺交流施設設置条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	下居辺交流施設（しほろ温泉プラザ緑風）において、指定管理者が施設利用者から収受する宿泊料等の利用料金の上限額を改正するものである。 しほろ温泉プラザ緑風では、現状の課題として、旧館解体による部屋数の減少に伴う売上の減少や、昨今の歴史的な物価高騰等による経費の増加があげられている。それらの課題解決や、当施設の安定的かつ継続的な運営を目的に宿泊料等の利用料「別表」の改正を行う。
概 要	1 主な改正内容 設置条例第 6 条第 2 項に規定する別表を改正 ①宿泊料の上限額を洋室（和洋室を含む）大人 13,000 円、小人 11,500 円に改正する（旧館解体に伴い和室は廃止）。 ②休憩料の上限額を大人 800 円、小人 500 円に改正する。 ③貸切浴場の項目を新たに追加し、1 時間あたり 2,000 円を上限とする。 ④冬期間（11 月～翌年 4 月）に、施設を利用した際の暖房料を 500 円に改正する。 2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日から施行し、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

下居辺交流施設設置条例（平成17年条例第41号）新旧対照表

改正案		現 行		
別表（第6条関係） 1 宿泊料及び休憩料		別表（第6条関係） 1 宿泊料及び休憩料		
13,000	大人	大人	大人	
	洋室（和洋室含む）	洋室（和洋室含む）	洋室（和洋室含む）	
		和室	和室	
		洋室（和洋室含む）	洋室（和洋室含む）	
11,500		8,000	6,500	
800		7,500	600	
500			300	
備考		備考		
(1) 休憩料とは、浴室及び休憩室を宿泊以外の目的で利用する場合の利用料をいう。		(1) 休憩料とは、浴室及び休憩室を宿泊以外の目的で利用する場合の利用料をいう。		
(2) 貸切浴場を利用する場合、1時間あたり2,000円を上限とする。		(2) 小人とは、小学生をいう。		
(3) 小人とは、小学生をいう。		(3) 11月から翌年4月までの間に宿泊した場合は、暖房料として1人につき500円を当該宿泊料の上限額に加算する。		
(4) 11月から翌年4月までの間に宿泊した場合は、暖房料として1人につき500円を当該宿泊料の上限額に加算する。		(4) 小学校就学前の者については、無料とする。ただし、独立して寝具を利用する場合の利用料金は、1夜につき寝具1組2,000円を上限とする。		
(5) 小学校就学前の者については、無料とする。ただし、独立して寝具を利用する場合の利用料金は、1夜につき寝具1組2,000円を上限とする。		(5) 宿泊利用時間を超えて客室を利用する場合は、宿泊超過料を施設利用料に準じて当該宿泊料の上限額に加算する。		
(6) 宿泊利用時間を超えて客室を利用する場合は、宿泊超過料を施設利用料に準じて当該宿泊料の上限額に加算する。		(6) 客室の定員数に満たない人数による宿泊に係る宿泊料の上限額は、当該宿泊料の上限額に100分の150を加算した額とする。		
(7) 客室の定員数に満たない人数による宿泊に係る宿泊料の上限額は、当該宿泊料の上限額に100分の150を加算した額とする。		2 研修室等施設利用料		
2 研修室等施設利用料		2 研修室等施設利用料		

改正案					現 行				
施設の名称	施設利用料の上限額（円）				施設の名称	施設利用料の上限額（円）			
	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき	午後9時から翌日午前9時まで1時間につき	全日（午前9時から午後9時まで）		午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき	午後9時から翌日午前9時まで1時間につき	全日（午前9時から午後9時まで）
研修室A	2,100	2,600	3,100	15,500	研修室A	2,100	2,600	3,100	15,500
研修室B	2,100	2,600	3,100	15,500	研修室B	2,100	2,600	3,100	15,500
研修室C	1,600	2,100	2,600	10,500	研修室C	1,600	2,100	2,600	10,500
客室	1,600	2,100	2,600	10,500	客室	1,600	2,100	2,600	10,500
備考					備考				
(1) 各施設を利用する場合（全日利用の場合を除く。）における基本利用時間は4時間とし、4時間を超えて利用する場合の利用料金の上限額は、1時間（1時間に満たない場合であっても、1時間とみなす。）につき、延長して利用する時間帯の利用料金の4分の1の額を加算した額とする。					(1) 各施設を利用する場合（全日利用の場合を除く。）における基本利用時間は4時間とし、4時間を超えて利用する場合の利用料金の上限額は、1時間（1時間に満たない場合であっても、1時間とみなす。）につき、延長して利用する時間帯の利用料金の4分の1の額を加算した額とする。				
(2) 11月から翌年4月までの間に利用した場合は、暖房料として1室につき500円を当該利用料金の上限額に加算する。					(2) 11月から翌年4月までの間に利用した場合は、暖房料として1室につき300円を当該利用料金の上限額に加算する。				
(3) 入場料、会費等を徴する営利的又は営利を目的とした利用に係る利用料金の上限額は、当該利用料金の上限額に100分の150を加算した額とする。					(3) 入場料、会費等を徴する営利的又は営利を目的とした利用に係る利用料金の上限額は、当該利用料金の上限額に100分の150を加算した額とする。				

(議案第 6 号)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の要旨	
目 的	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布され、その改正により「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「法」という。）」について、条項ずれが生じている。 今回、法の条項を引用している関係条例を一括して整理を行うとともに、法別表第 2 が廃止されたことに伴う新たな定義の追加を行うものである。
概 要	1 主な改正内容 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正 ①条項ずれの改正 ②法別表第 2 が廃止されたことに伴う新たな定義の追加 (2) 士幌町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正 ①条項ずれの改正 (3) 士幌町町税条例の一部改正 ①条項ずれの改正 2 施行期日 公布の日から施行（条項ずれの改正については、政令で定める日から施行）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第46号）

新旧対照表

改正案	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
(6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は土幌町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 (略) 3 町長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有する	(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は土幌町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。 2 (略) 3 町長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有する

改正案	現 行
ものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 （略）	ものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 （略）

士幌町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第11号）新旧対照表

改正案		現 行
(定義) 第2条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報という。 11～13 (略) (利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	(定義) 第2条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報という。 11～13 (略) (利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	第12条第1項 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的 利用目的以外の目的 自ら利用し、又は提供して自ら利用してはならない はならない 第12条第2項 自ら利用し、又は提供する 自ら利用する 第12条第2項第1号 本人の同意があるとき、又は人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合は本人に提供するとき 本人の同意があるとき 本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると

議案第6号 説明資料（第2条関係）

改正案			現 行		
		き			き
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第38条第1項第1号	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条	第12条第1項及び第2項	第38条第1項第2号	番号利用法第19条

士幌町町税条例（昭和43年条例第15号）新旧対照表

改正案	現 行
(町民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略) 9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）	(町民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略) 9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

改正案		現 行
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)	
2 (略)	2 (略)	
(種別割の減免)	(種別割の減免)	
第89条 (略)	第89条 (略)	
2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。	2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）	(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）	
(3)～(8) (略)	(3)～(8) (略)	
3 (略)	3 (略)	
(特別土地保有税の減免)	(特別土地保有税の減免)	
第139条の3 (略)	第139条の3 (略)	
2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。	2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。	
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の	

議案第6号 説明資料（第3条関係）

改正案	現 行
の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 3 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次の事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)・(3) (略)	の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 3 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次の事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)・(3) (略)

令和 6 年産 農作物生育状況（総括）

令和 6 年 1 2 月 1 日
士幌町農業振興対策本部

1. 秋まき小麦

は種期（進捗率 40～50％）は平年並、出芽期は 1 日早かった。その後、気温が平年よりも高めに経過したため、葉数、茎数ともに平年より多く越冬した。根雪は 12 月 16 日となり 3 日遅かった。降雪量は平年より多かった。融雪期は平年より 1 日遅かった。雪腐病の被害は少なく、起生期は平年より 3 日早かった。起生期以降の気温は高め、降水量は少なめに経過し、幼穂形成期は 5 日早く、止葉期は 7 日早かった。5 月 4 半旬までは小雨または平年並の降水量で経過し、茎数は平年よりやや少なく推移した。成熟期は 8 日早く、収穫始（進捗率 5％）は 7 月 17 日と 9 日早く、収穫終（進捗率 90％）は 7 月 23 日で 10 日早かった。収量は平年を上回った。

★収量・品質	粗原収量	製品収量	製品率	等級
○きたほなみ（一般）	: 11.35 俵/10a	10.97 俵/10a	96.69 %	1
○きたほなみ（種子）	: 11.29 俵/10a	10.92 俵/10a	96.76 %	-

2. 馬鈴しょ

植付作業は、植付始（進捗率 5％）が平年より 2 日早く、植付終（進捗率 90％）は平年より 4 日早くなった。5 月 5 半旬以降の降雨は平年より多く、萌芽期は 3 日早くなった。その後は日照が少なく、やや軟弱徒長気味に生育した。開花期は 5 日早く、その後の高温により終花期は 7 日早く、茎葉黄変期は 4 日早かった。収穫始（進捗率 5％）は平年より 4 日早く、収穫期（進捗率 40～50％）は 5 日早かった。上いも個数は平年よりやや少なく、上いも 1 個重は平年より大きく、上いも収量、規格内収量は多かった。でん粉価はやや低かった。

★収量・品質（作況ほ：トヨシロ）

○上いも収量 4,169 kg/10a ○規格内収量 4,010 kg/10a

3. 豆 類

は種期（進捗率 40～50％）は大豆で平年より 2 日、小豆で 1 日早くなり、金時で 3 日早かった。出芽期（出芽率 40～50％）は大豆で 3 日早く、小豆・金時で平年並となった。大豆・小豆は 6 月上旬の低温寡照により生育がやや停滞したが、下旬の好天で生育は回復した。開花期は大豆で 4 日、小豆で 3 日、金時で 6 日早かった。その後高温小雨で経過し、成熟期は大豆で 7 日、小豆で 10 日、金時で 11 日早かった。大豆・小豆は莢の成熟後も茎葉の水分低下が進まず、収穫は平年並からやや早く終了した。

【作況ほ】

大豆：着莢数は平年より多く、1 莢内粒数は並、百粒重がやや軽く子実重は重かった。
小豆：着莢数は平年より多く、1 莢内粒数は並、百粒重が軽く、子実重はやや重かった。
金時：着莢数は平年並、1 莢内粒数は並、百粒重・子実重は軽かった。

★収量・品質（作況ほ）

○大豆（ユキホマレ R） : 子実重 6.6 俵/10a
○小豆（エリモショウズ） : 子実重 5.3 俵/10a 3 等中心
○金時（大正金時） : 子実重 3.3 俵/10a 3～5 等中心

4. てん菜

移植期は平年並（2日早）で終了し、全体の移植終は平年並（1日早）となった。生育は概ね順調に推移したが、一部ほ場で褐斑病などの病害が発生した。収穫はやや早く始まり、収穫終（進捗率 90%）は3日遅かった。

作況ほの収量は平年に比べ多く、糖分は平年に比べ低かった。

★収量・糖分

○収 量： 7,100kg/10a （11/14 現在町全体 ※今後変動する見込み）

○根中糖分： 16.1 % （11/14 現在 ※今後変動する見込み）

5. 牧 草

萌芽期は春先の気温が高まり平年より1日早かった。出穂期は3日早かった。

1番草の収穫始（進捗率 5%）は、平年より2日早く、収穫終（進捗率 90%）は好天により4日早かった。

2番草の収穫始（進捗率 5%）は、平年より4日早く、収穫終（進捗率 90%）も平年より9日早かった。

★収量

	生収量 (kg/10a)	乾物率 (%)	乾物収量 (kg/10a)
1 番草	3,118	25.4	794
2 番草	1,279	25.9	324
計	4,397	25.7	1,118
平年比	103%	114%	119%

6. 飼料用とうもろこし

は種始（進捗率 5%）は、平年より6日早く、は種終（進捗率 90%）は、平年より5日早かった。

初期生育は、低温寡照により葉色が紫色になるなど停滞した。その後、高温と日照時間が多かったため、稈長は平年より伸長したが徒長気味となった。

熟期は平年より進み、黄熟期は9月7日（平年：9月13日）と6日早かった。

収穫作業は、収穫始（進捗率 5%）が6日早く、好天にも恵まれて収穫終（進捗率 90%）は平年より10日早かった。収量は、初期生育の停滞が見受けられたほ場でやや少なく、ほ場間差が認められた。ガガイモ多発による収穫困難なほ場も散見された。

★収量

	生収量 (kg/10a)	乾物収量 (kg/10a)	T D N 収量 (kg/10a)	乾物率 (%)
本年	5,789	1,459	1,061	25.7
平年	5,964	1,756	1,276	30.0
平年比	97%	83%	83%	86%

契 約 一 覧 表

(令和6年9月2日～令和6年11月15日)

種 別	工事又は業務の名称	場 所	契 約 の 相 手 方	契 約 年 月 日 契 約 金 額	工 期		指 名 業 者	予 定 価 格 (税 込) 落 札 率
					着 手	完 成		
土～26	下居辺北19号線下居辺大橋橋梁 補修工事	字下居辺	士幌町字士幌西2線160番地 (株) 平田建設	R6.9.10	R6年 9月 11日	R7年 2月 28日	(株)平田建設 北斗産業(株) (株)佐藤土建 土舗建設(株) (株)土幌建設	¥31,031,000 事前公表 95.71%
			代表取締役 長谷川 雅毅 士幌町字士幌西1線162番地 (株) 土幌建設	R6.9.9	R6年 9月 10日	R7年 1月 30日	(株)平田建設 北斗産業(株) (株)佐藤土建 土舗建設(株) (株)土幌建設	
土～27	士幌35号線交付金道路改良工事	字士幌	代表取締役 乙供 邦彦 士幌町字士幌西1線167番地	R6.9.12	R6年 9月 13日	R6年 12月 10日	(株)M z 原田 東日本富士新道路(株) 北洋道路(株) (株)トーション	¥3,498,000 事前公表 95.91%
			秋津道路 (株) 道東営業所 所長 須貝 淳一 士幌町字士幌西1線177番地	R6.9.11	R6年 9月 12日	R6年 12月 20日	(株)平田建設 北斗産業(株) (株)佐藤土建 土舗建設(株) (株)土幌建設	
土改～17	下居辺地区畑地等促進整備事業明 渠排水整備工事 (第2工区)	字下居辺	代表取締役 金山 忠義 士幌町字士幌西1線158番地	R6.9.9	R6年 9月 10日	R6年 12月 20日	(株)平田建設 (株)ネクス 北斗産業(株) 土舗建設(株) (株)土幌建設	¥12,804,000 事前公表 95.88%
			代表取締役 瓦井 弘己 士幌町字士幌西2線160番地 (株) 平田建設	R6.9.10	R6年 9月 11日	R6年 12月 20日	(株)平田建設 (株)ネクス 北斗産業(株) 土舗建設(株) (株)土幌建設	
建～12	公営住宅解体工事 (中士幌北団 地)	字中士幌西2線78番地	代表取締役 瓦井 弘己 士幌町字士幌西2線158番地 土幌電設 (株)	R6.9.9	R6年 9月 10日	R7年 1月 20日	土幌電設(株) (株)振興電気 加藤電気工業(株) (株)宮内電気 光和電建(有)	¥4,785,000 事前公表 98.39%
			代表取締役 田中 浩久 士幌町字士幌西1線158番地 北斗産業 (株)	R6.9.9	R6年 9月 10日	R6年 12月 20日	(株)平田建設 (株)ネクス 北斗産業(株) 土舗建設(株) (株)土幌建設	
建～13	公営住宅解体工事 (若葉団地)	字士幌西1線172番地	代表取締役 瓦井 弘己 士幌町字士幌西2線160番地 (株) 平田建設	R6.9.10	R6年 9月 11日	R6年 12月 20日	(株)平田建設 (株)ネクス 北斗産業(株) 土舗建設(株) (株)土幌建設	¥19,195,000 事前公表 95.70%
			代表取締役 長谷川 雅毅 士幌町字士幌西2線158番地 土幌電設 (株)	R6.9.9	R6年 9月 10日	R7年 1月 20日	土幌電設(株) (株)振興電気 加藤電気工業(株) (株)宮内電気 光和電建(有)	
建～14	高圧受電設備改修工事 (士幌小・ 上居辺小)	士幌小学校 上居辺小学校	代表取締役 田中 浩久 士幌町字士幌西1線158番地 北斗産業 (株)	R6.9.9	R6年 9月 10日	R6年 12月 20日	(株)平田建設 (株)ネクス 北斗産業(株) 土舗建設(株) (株)土幌建設	¥9,328,000 事前公表 95.99%
			代表取締役 瓦井 弘己 士幌町字士幌西1線158番地 北斗産業 (株)	R6.9.9	R6年 9月 10日	R6年 12月 20日	(株)平田建設 (株)ネクス 北斗産業(株) 土舗建設(株) (株)土幌建設	
建～15	総合研修センター南側公園撤去工 事	字士幌幹線167	代表取締役 瓦井 弘己 士幌町字士幌西1線158番地 北斗産業 (株)	R6.9.9	R6年 9月 10日	R6年 12月 20日	(株)平田建設 (株)ネクス 北斗産業(株) 土舗建設(株) (株)土幌建設	¥9,328,000 事前公表 95.99%
			代表取締役 瓦井 弘己 士幌町字士幌西1線158番地 北斗産業 (株)	R6.9.9	R6年 9月 10日	R6年 12月 20日	(株)平田建設 (株)ネクス 北斗産業(株) 土舗建設(株) (株)土幌建設	

契 約 一 覧 表

(令和6年9月2日～令和6年11月15日)

種 別	工 事 又 は 業 務 の 名 称	場 所	契 約 の 相 手 方	契 約 年 月 日 契 約 金 額	工 期		指 名 業 者	予 定 価 格 (税 込)	
					着 手	完 成		落	札 率
建～16	士幌聖苑外壁塗装工事	字士幌168番地102	士幌町字士幌西1線168番地 (株) 佐藤塗装工業 代表取締役 佐藤 有侯	R6. 9. 9 8, 338, 000	R6年 9月 10日	R7年 1月 10日	(有)みのしま塗装 (有)南塗装工業 井上塗装工事(株) (株)佐藤塗装工業 (有)工藤塗装店	¥8, 393, 000 事前公表	99. 34%
					5社				
調～10	橋梁点検調査委託業務	町内一円	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 ダイシン設計 (株) 代表取締役 本多 弘幸	R6. 9. 9 37, 400, 000	R6年 9月 10日	R7年 3月 10日	北海道土木設計(株) パブリックコンサルタント(株) (株)ドーコン (株)シビテック ダイシン設計(株)	¥40, 139, 000 事前公表	93. 18%
					5社				
調～11	ワッカクンネップ線ほか林道橋点 検調査委託業務	字ワッカクンネップ	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 ダイシン設計 (株) 代表取締役 本多 弘幸	R6. 9. 9 1, 518, 000	R6年 9月 10日	R6年 11月 20日	北海道土木設計(株) パブリックコンサルタント(株) (株)ドーコン (株)シビテック ダイシン設計(株)	¥1, 673, 100 事前公表	90. 73%
					5社				
水～3	道営士幌川西地区明渠工事に伴 う水道管移設工事	士幌町字上音更地内	士幌町字士幌西2線166番地 (有) 小椋商事 代表取締役 小椋 紀元	R6. 10. 3 9, 427, 000	R6年 10月 4日	R6年 12月 19日	(有)丸イ末永金物店 北斗産業(株) 富士工業(株) (有)小椋商事 (有)丸井朝井金物店	¥9, 724, 000 事前公表	96. 95%
					5社				
調改～5	中音更地区農道用地確定測量委託 業務	字中音更地内	帯広市西1条南23丁目13番地1 丸菱測量設計 (株) 代表取締役 野村 嘉夫	R6. 10. 3 5, 126, 000	R6年 10月 4日	R7年 3月 10日	(株)安井測量設計事務所 アラヤ総合設計(株)、北玉コンサルタント(株) (株)松田技術コンサルタント (株)ズコーシヤ	¥5, 486, 800 事前公表	93. 42%
					6社				
調～12	道路台帳補正委託業務	町内一円	札幌市中央区南1条西7丁目12番地 (株) 八州 北海道支社 支社長 太田 敦	R6. 10. 3 2, 552, 000	R6年 10月 4日	R7年 3月 10日	(株) 八州 北海道支社	¥2, 640, 000 事前公表	96. 67%
					1社				
林務～5	町有林管理造林事業 (地拵)	士幌町字上音更・士幌	音更町東通15丁目5番地 十勝大雪森林組合 代表理事組合長 山本 良二	R6. 10. 3 3, 652, 000	R6年 10月 4日	R7年 2月 28日	十勝大雪森林組合 (有)ワタスキ造林	¥3, 974, 300 事前公表	91. 89%
					2社				